

鹿屋市林業用機械レンタル等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、造林、保育、伐採、森林作業路の開設等の作業（以下「森林整備」という。）の効率化及び労働力の軽減を図るため、林業機械及び器具（以下「林業機械等」という。）をレンタル又はリース（以下「レンタル等」という。）する林業事業主体に対し、予算の範囲内において鹿屋市林業用機械レンタル等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に事業所若しくは営業所があること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内における森林整備のためにレンタル等する、別表第1に定める林業機械等のレンタル等料及び当該林業機械等の運搬に要する経費とする。ただし、林業機械等のレンタル等期間中における当該林業機械等の運搬に要する経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2の補助対象経費ごとに算出した額を合計した額とし、1補助対象者当たり200万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) レンタル等会社等からの見積書

- (3) 計画区域の図面
- (4) 市税の滞納がない証明書
(実績報告)

第6条 申請者は、規則第14条に規定する事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 実施区域の図面
- (3) 森林整備を行ったことを証する書類（造林事業申請、伐採届の写し等）
- (4) レンタル等料の支払実績が分かる書類（領収書等）
- (5) 林業機械等による森林整備後の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

林業機械等	摘要
1 伐倒機（フェラーバンチャ）	立木を伐倒し、切った木をつかんで集材場所へ集積する自走式機械
2 伐倒造材機（ハーベスタ）	立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積を一貫して行う自走式機械
3 造材機（プロセッサ）	林道、土場等で、集材された材の枝払い、測尺玉切りを行い、玉切りした材の集積作業を行う自走式機械
4 集積機（グラップル）	切った木をつかんで集材場所へ集積する自走式機械
5 集材機（車両系）（集材用トラック、スキッド）	丸太をつり上げて土場まで集材する自走式機械

6 林内作業車（運材車）	材を荷台に積んで運ぶ自走式機械
7 積載式集材車両（フォワーダ）	材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械
8 集材機（架線系）（自走式搬機、タワーヤーダ、スイングヤーダ）	索や架線による集材機
9 動力枝打機	枝打を行う機械
10 森林作業道作設機（バックホー）	森林作業道を作設する自走式機械
11 地こしらえ機（バックホー、粉砕機）	苗木の植付けを容易にする自走式機械
12 植付機	苗木を自動植付けする機械
13 苗木等運搬機	苗木等の植栽資材を運搬する機械
14 下刈り機	苗木の周囲の下草を刈り取る機械
15 測量機	森林調査に用いる測量機

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助金額
レンタル等料（補償料も含む。）	レンタル等料÷レンタル等期間日数×稼働日数÷5
運搬に要する経費	運搬に要する経費÷5

